

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、C（以下「事業場」という。）において配送業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日に、1袋約20Kgの袋を会社の車に積載し、担当地区を個別訪問して、車から倉庫まで人力で運ぶ作業をした際、腰に痛みを覚えたという。

請求人は、同月〇日、Dに受診し、「腰椎椎間板症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。その後、Eほか複数の医療機関に受診した。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 災害事実の発生について、請求人は、要旨、「平成〇年〇月〇日において8袋運んだことにより腰痛が急激に悪化した」旨主張するも、決定書に説示しているように、配送日報には当日に配送した事実は確認できず、その他災害を裏付ける客観的な証拠も認められない。また、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書で「平成〇年〇月〇日に受傷したとのことであるが、当日も以前と変わらず理学療養のみの加療であった」旨述べていることから、当審査会としても、「災害性の原因による腰痛」を認めることはできないものである。

(2) 請求人は「この発生の原因が、従事していた業務が継続的に積み降ろしする事から、突発的に発生した事であったとしても、継続的な要素によるものも十分に考えられる状況であったと思っております。」とも述べていることから、「災害性の原因によらない腰痛」としての可能性について、腰痛に係る業務起因性の判断に関して示した「業務上腰痛の認定基準等について」（以下「認定基準」という）に照らし、以下検討する。

(3) 認定基準において、腰部に過度の負担のかかる業務（おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務等）に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する労働者に発症した腰痛については、業務上腰痛として認められているところであるが、請求人は、自身の業務量について平成〇年〇月〇日付け聴取において「平成〇年〇月〇日～〇日頃にかけて、業務で担当地区へ1袋22kgくらいある袋を10～20袋車に積

載し、担当地域を戸別訪問して配達し、入り口から10～20メートルほど離れた倉庫等へ袋を抱えて運んでいました。」旨述べており、重量物を取り扱う頻度、時間等からみて腰部に過度の負担のかかる業務があったとは認められない。

- (4) さらに、F医師は平成○年○月○日付け意見書で要旨「平成○年○月○日より腰椎椎間板ヘルニアで加療中であり、症状に変化はなく慢性化している。」旨述べ、G医師は、平成○年○月○日付け意見書で「平成○年○月○日撮影MRI及び平成○年○月○日撮影MRI画像とも第3腰椎及び第4腰椎の間の領域に軽度の椎間板の突出が認められるものの、両画像を比較するに著変は認められない。」旨述べていることから、平成○年○月○日前後において、腰椎の症状に変化は認められない。さらに、G医師は、同意見書で「業務中に突発的な出来事として腰部に急激な力が作用した事実も不明であるとの調査結果に鑑みると、本件傷病と業務との間に因果関係は認められないものとする。」旨述べており、請求人の既往症が増悪していたとは認められない。

以上から、この時期、請求人の業務に負荷があったとは考えられず、本件疾病の発症以前に発症していた腰痛が、業務により急激に悪化したとも認められないことから、請求人の主張は採用することは出来ない。

- (5) なお、請求人は、本再審査請求において証拠追加資料を提出し、新たな疾病として「仙腸関節の障害」の出現を主張するが、仮に、請求人が主張する「仙腸関節の障害」が腰痛に関わる疾病としても、請求人の腰痛は、上記のとおり、認定基準の要件を満たさないことから、災害性の原因による腰痛並びに災害性の原因によらない腰痛のどちらにも該当しないとする判断を左右するものではない。

- (6) 以上のとおりであることから、本件傷病と業務との間の相当因果関係は認められないことは明らかである。

- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。